

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてのお知らせ④

2026年2月20日

お客さま各位

平素は西武信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手に関しましては、2021年6月に政府にて閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「約束手形の利用廃止」「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では「2027年4月に手形・小切手を決済する電子交換所を終了する」としています。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けて、下記の対応を実施することといたしましたので、ご案内申し上げます。

記

1. 納税準備預金規定の改定（改定日：2026年4月1日）

手形・小切手（パーソナルチェック・自己宛小切手等を含む）の新規発行を終了することに伴い規定を改定します。

新	旧
1～4 <省略> 5. 預金の払戻し (1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。 ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに当店に提出してください。 (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 <削除> (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。 (5) 前4項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 6～20 <省略>	1～4 <省略> 5. 預金の払戻し (1) この預金は、預金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。 ただし、災害その他の事由で、当金庫がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。 (2) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)してこの通帳とともに当店に提出してください。 (3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。 <u>ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u> (4) この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。 (5) 前4項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 6～20 <省略>

- ※ 規定の改定内容の詳細については、[こちら](#)をご覧ください。
- ※ 2026年3月31日(火)のご依頼をもって手形・小切手の新規発行受付を終了いたします。

2. 未使用の手形・小切手用紙の買戻しを実施いたします。

当金庫が発行した未使用手形・小切手用紙(支払地:西武信用金庫)について、買戻しを実施いたします。

買戻し受付期間:2026年4月1日(水)~2026年9月30日(水)

※既に当座預金を解約している場合や毀損分等は買戻しの対象にはなりませんのでご注意ください。

※買戻しにかかる詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

以上

ご相談・お問い合わせ先

詳しくは当金庫お取引店舗までお問い合わせください
受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

